

第1回審議会における委員の発言の概要

ここでは、第1回長野県社会福祉審議会における委員の主な発言を、分野別に整理し、記載しました。

「1 福祉人材の確保・定着施策について」

【修学資金】

介護福祉士養成校の入学者の増加に資するため、介護福祉士等の修学資金を、3年間で原資が終了した後も続けるよう、長期に考える必要があるのではないか。(田口委員)

【介護福祉人材の県内での就業支援】

介護福祉人材を養成した後も、県内で就職してもらうことへの努力、働きかけをしないと、せっかく養成しても県外の施設に就職してしまうのではないかと。(田口委員)

【高校生等若い世代に対する介護福祉職場の魅力PR】

高校生の福祉職場の体験事業を実施しているが要望がそれ程多くない状況である。高校にこういうことに関心を持ってもらう取組が必要(唐沢委員)

生徒の進路先として福祉職場を薦めてもらうためにも、高校の進路指導の先生を集めて、今回の県の人材確保の取組を説明したらどうか。(児玉委員)

福祉職場のマイナス面ばかりでなく、福祉の魅力も見せられるように、中学や高校とも連携して取り組んでいくべきではないかと。(合津委員長)

【働きやすい就業環境整備】

医療機関や福祉施設の従事者を対象とした24時間保育の国における制度化が必要ではないかと。これに向けた取組、促進を県や市町村も率先して行っていったらどうか。(唐沢委員)

【中高年や外国籍の人の就業状況調査】

福祉職場に中高年や外国籍の人が就業するようになっている。将来も見据えて、今からこれらの人の福祉職場への就業状況などに関する調査を行ったらどうか。(児玉委員)

「2 介護保険法、障害者自立支援法等の制度運用について」

【介護報酬等の改正とその効果・影響】

この4月の介護報酬等の改定に伴い、利用者負担が増える例が出てきているのではないかと。実態を把握するとか、利用者への支援とか何か考えはあるのか。(岸田委員)

介護報酬の改定により、介護現場の処遇改善につながったのか、経済状況による影響とは切り離して効果測定すべきではないかと。(高岡委員)

【介護福祉人材の処遇と経営改善のための経営指導】

介護従事者を絞らざるを得ないのは、経営体の立場からすると、経営が大変であるのが原因。一方で、福祉に従事する職員の生活の確保があってこそその福祉の質の向上があると思われることから、経営の向上につながるような福祉施設の経営指導が必要。(清水委員)

【障害者等の移動手段の確保】

重度の視覚障害者の移動手段としては、地域生活支援事業のガイドヘルパーや外出支援サービスがあるが、特に中山間地ではタクシーに頼らざるを得ない状況が多く、費用負担が大きい。(高岡委員)

障害者、高齢者を通じた課題として、交通手段の確保が大きな課題。福祉有償運送サービスは規制が厳しく事業化が難しい。(福岡委員)

「3 子育て支援施策について」

【児童虐待対応職員の充実】

今現在虐待されている子どもへの対応強化策として、児童相談所の職員体制を更に充実して欲しい。(増田委員)

【子どもに接する機会の多い学校職員に対する意識啓発】

児童虐待の早期発見のために、学校現場との連携を強化し、子どもに接する機会の多い小・中学校の教職員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどに早期発見に対する意識を高めてもらいたい。(増田委員)

児童虐待について、中学校の生徒指導の先生など、学校現場で児童虐待に直接関わる職員にも研修を広げたほうがよいのではないかと。(田中委員)

【問題を抱える子どもへの理解を求める意識啓発】

発達障害など、問題を抱えている子どもがいるということを、親をはじめ社会にわかりやすく広める場やシステムづくりも、今後必要になってくるのではないかと。(田中委員)

【虐待児童受入施設職員に対する支援】

虐待児童を施設に入所させる場合、施設の職員にも大きな負担を強いることになるので、職員配置の充実など人的支援も必要ではないかと。(田中委員)

「4 権利擁護に関する施策について」

【成年後見制度の普及促進や高齢者虐待防止のための市町村等支援】

県社協で今年度実施する、成年後見相談支援体制構築モデル事業について、定期的な相談の機会を設けたり、PRを行ったりして、相談実績の上がる制度構築が必要ではないかと。(神戸委員)

成年後見制度については、第三者後見の要請が強いにもかかわらず費用負担の問題などでなかなか普及しない。第三者後見人の育成、第三者後見の法人的な機関の設置などの検討が必要。(神戸委員)

虐待防止法の施行により、高齢者虐待については基本的には市町村が対応しているが、県は全体状況の把握や市町村に対する働きかけなどの支援をして欲しい。(神戸委員)

「5 サービス提供体制(相談窓口、相談体制)、基盤整備のあり方について」

【サービス提供体制(相談窓口、相談体制)の充実】

利用者とサービスの間をつなげる福祉相談支援機関の充実が必要。また、相談支援機関の評価、効果の検証もある程度時間をかけて行う必要がある。(高岡委員)

障害者に対する相談体制として、コーディネーターやワーカーなどのスタッフが充実しているが、これだけ充実されたことの効果の検証が必要。(大池委員)

【基盤整備の推進】

高齢者向けの施設・居住系のサービスとして、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、シルバーハウジング、高齢者専用賃貸住宅など、低所得者向けの施設の扱いについてどう考えていくかが重要ではないか。(児玉委員)

重症で要介護認定を受けていても、病院を転々としなければならないような方もいるという現実がどうにかならないかと思う。(田口委員)

職員配置など、受入体制が十分でない施設では、医療依存度の高い入所者を敬遠する傾向がある。介護と医療の連携強化を図りながら対応を考えなければならない課題ではないか。(岸田委員)

介護型の療養施設や特別養護老人ホームなど、需給バランスを踏まえた施設整備がどの程度進んでいるか、整理すべきではないか。(高岡委員)

今まで費用のかかってきた障害者の地域移行事業などに係る経費が少なくなってきた場合は、他の必要な事業に移し替えるような予算措置をお願いしたい。(大池委員)